

【平成 29 年度第 1 回かまくら人権施策推進委員会会議録】

- 1 日 時：平成 29 年 11 月 20 日（月）午後 3 時 30 分～午後 4 時 50 分
- 2 場 所：鎌倉市役所本庁舎 第 2 委員会室
- 3 出席者：【委員】安富委員長、菊谷副委員長、谷本委員、荒川委員、倉田委員
【幹事】能條幹事、窪寺係長（代理）、田中幹事、小宮幹事、杉並幹事
【事務局】廣川経営企画部次長
文化人権推進課：青木担当課長、市岡職員

※傍聴者 なし

4 議題

- （１）平成 28 年度鎌倉市人権施策推進状況報告について
- （２）その他

5 配付資料

- （１）会議次第
- （２）会議出席者一覧
- （３）平成 28 年度鎌倉市人権施策推進状況報告

6 会議の概要

経営企画部部長挨拶

委員自己紹介

事務局・幹事自己紹介

過半数の出席により、委員会の成立を確認

資料の確認

（１）平成 28 年度鎌倉市人権施策推進状況報告について事務局から説明

「資料 1 平成 28 年度鎌倉市人権施策推進状況報告」をご覧ください。2 ページ以降、分野ごとに施策推進の基本的方向と推進状況を説明している。

女性の人権の分野だが、（１）の政策・方針決定の場への女性の参画では、審議会等の女性委員登用の促進を図るため、男女いずれか一方の数が総数の 10 分の 4 未満とならないことを目標値として定めている。平成 29 年 4 月 1 日現在、これを満たした審議会は 75 のうち 18 で、割合にすると 24.0%であった。また、女性委員の登用率は、委員数 899 人に対し、222 人が女性委員であることから、登用率は 24.7%となっている。前の年と比べて目標達成率も登用率も下がっており、所管課への働きかけを強化していく。

(2) のドメスティック・バイオレンス対策の充実だが、平成 28 年度は県の配偶者等暴力相談支援センターなどとの連携を図りながら、講演会の開催等により周知を行うとともに、一時保護が必要なDV被害者 5 件のシェルター入所同行や退所後の支援を行った。女性相談の件数だが、面接相談が前年度の 82 件から 122 件と約 1.5 倍の伸びを示しており、電話相談と合わせても、1.25 倍となっている。(3) のセクシュアル・ハラスメントの防止だが、平成 28 年度は、管理職向けのハラスメント防止研修を行うとともに、新たに市職員が市役所外で相談できる窓口として、ハラスメント相談員を設置した。

続きまして、子どもの人権の分野だが、(1) の児童虐待の未然防止策の充実では、こどもと家庭の相談室で 386 件の新規相談があり、このうち 179 件が虐待に関する相談であった。これらは要保護児童地域対策協議会において、関係機関が情報を共有しながら問題解決に向けた対応に努めた。(3) の子育て支援講座だが、こどもと家庭の相談室や子育て支援センターで相談を受ける中で、子育てへの不安感・負担感から子どもをどなってしまうといった悩みを抱える親に声をかけて実施した。(4) のいじめや不登校対策の充実だが、スクールソーシャルワーカーの市独自の配置やひだまりでの支援、心のふれあい相談員の小学校での相談などで相談体制の充実を図った。平成 28 年度から、教育センターの心理職の相談員がセンターの相談室を出て、各小学校に月 1 回訪問して相談に応じている。「ひだまり」は学校内にあって通いづらいとの声があったが、学校外に、平成 28 年度に移設した。また、中学校 1 校でスクールバディプロジェクトに取り組み、生徒自らがいじめを防止する企画、例えば、文化祭でのポスター展示や声かけ運動などを実施することによって、いじめに対する感度が高まった。

5 ページをお開きいただきたい。高齢者の人権の分野だが、(1) の高齢者虐待の未然防止策の推進」では、啓発活動を行うとともに、地域包括支援センター、民生委員と個別に連携するだけでなく、必要に応じてケース会議を開催して解決を図った。(2) の成年後見人制度の利用促進だが、「鎌倉市成年後見センター」で月 1 回の受任経験のある弁護士相談だけでなく、相談者の希望に応じ、司法書士、行政書士、社会福祉士も相談に対応した。(3) の地域包括ケアシステムの構築では、平成 28 年 8 月に 3 カ所を増設し、10 カ所とすることで相談体制の充実を図った。また、高齢者の退院支援の仕組みづくりのため、「医療福祉連携会議」を 3 回実施した。今後も高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心した生活ができるようになるためには、相談体制のさらなる充実が必要と考えている。

7 ページをお開きいただきたい。障害者の人権の分野だが、(1) の障害者が安全・

安心に暮らせるまちづくりの推進では、平成 28 年度は教養センターで社会福祉協議会と共同で避難所立ち上げ訓練を実施した。また、市は障害者を対象とした採用試験を行い、平成 28 年度は非常勤職員 3 名を採用した。(2) のライフステージに応じた生活支援体制の推進では、平成 28 年 7 月に基幹相談支援センターを開設し、計画相談事業所の後方支援やサービス等利用計画の質の向上に向けた取組を実施した。8 ページに移り、(5) の障害者への理解の推進では、基幹相談支援センターと共催で市民向けの講演会を開催した。その他、精神障害に対する市民の理解啓発を図った。福祉施設の手作り品やお菓子を販売するふれあいショップを市役所ロビーや生涯学習センターなどで開催した。学校では、交流学习、総合的な学習として福祉学習、点字学習等を行った。

次に、外国人の人権の分野だが、(1) の多言語による情報提供の推進では、平成 28 年度は、日本語が十分に理解できない外国籍市民の離乳食教室や保育園の入所説明会の参加した場合の同行、転入手続きの通訳等計 6 件の要請に対し派遣した。今後、タガログ語やロシア語等を話せる通訳ボランティアが少ない言語の要請への対応、災害多言語支援センター設置に向けた検討を行っていくことが課題となる。

さまざまな人権については、11 ページで(2) 性的少数者の人権を取り上げている。平成 27 年度は市民向けに初めて性的少数者をテーマとした講演会を実施したが、28 年度は市職員・教職員向けの研修として実施し、L G B Tの方から生きにくさについて話を伺った。

13 ページをお開きいただきたい。人権啓発の推進の中で、平成 24 年度から行っている事業として、未就学児への人権教育がある。人権擁護委員が、保育園を訪問し、5 歳児を中心として紙芝居を題材とし、いじめは悪いこと、みんなで仲良くしようというメッセージを伝えているが、平成 28 年度は、27 年度の 12 園から減少し、10 園で実施した。

16 ページをお開きいただきたい。これ以降は、各課から提出された事業概要をまとめている。それぞれの事業についての実施概要と担当課が行った事業評価 A 十分達成した、B おおむね達成した、C まだ努力を要する、D 取り組めていない、を示した。昨年度の評価を参考として左側に小さく表示している。事業内容が複数の担当課にまたがるものは、事業評価を平均して 1 つにまとめている。

(2) 質疑

委員：各項目において相談という文言が沢山出てくるが、件数は見えるが、相談に来た方々にどのような対応を市として連携したのか。事例やグループ分けが出来

れば生きてくる。報告書は、文言の羅列に思うので、それを活きるものにするためには、相談がどのように行われているか、ある程度周知する必要がある。市民もそれに安心感を持つ。事例を伺わせてもらいたい。女性相談は595件あるが、どのような経過を経ているのか、一番多いケースで説明をお願いしたい。

事務局：県で相談件数のカウント方法が決まっており、電話相談は1件ごとにカウントし、相談の内容は多岐にわたっている。日常の細かいこと、夫との悩み事、言葉による暴力の相談、一部、身体的な暴力の相談もある。特に多いのは言葉による暴力の相談で、相談者に寄り添うような形で、相談員が話を聴いており、実際に具体的に支援が必要なものは、さらに面談を行う、内容によっては関係する、こどもと家庭の相談室や要保護児童対策地域協議会などに繋ぐ等の対応をしている。

委員：繋ぐ件数は多いのか。

委員長：595件のうち、何件を繋いだのか。ただ、「繋ぐ」というのは何を意味しているのか漠然としている。

委員：繋ぐというのは、連携をとって進めていくということで、電話で相談を聞いてくれるだけでも楽になる。

委員：警察に連絡したケースはあるか。

事務局：警察からかかってくることはある。

委員：鎌倉市内のシェルターはどれくらいあるのか。ただ、鎌倉市内のシェルターだけでは、危険ではないか。他市との連携はどうなっているのか。

事務局：鎌倉市内にはシェルターはない。県内の3カ所のシェルターを活用している。

委員長：面接内容を把握して、シェルターや他の施設で適切な対応が必要となったときにどのように対応するのか。

事務局：相談員が、県の配偶者等暴力支援センターに連絡を取り、どこで受け入れられるのかを、センターと相談して対応している。

委員長：相談者の目の前でやるのか。

事務局：別室で相談対応しているため、事務室で県に連絡する。文化人権推進課の職員が車で施設まで連れて行くこともある。

委員長：一時的な判断は、相談員がすることで進んでいくのか。

事務局：その通りである。

委員：年間595件もあるので、文化人権推進課の職員だけでは対応するのはきついのではないか。他の関連課との支援はあるのか。

委員長：女性相談員は何人いるのか。

事務局：全4人で、1日1人詰めている。予約制でだぶることはない。

委員：母子生活支援課とかはなかったか。

事務局：こども相談課だが、母子生活支援施設はこちらが所管している。

委員：子どもがいる方は、子どもも一緒に避難しなければならない。

幹事：こども相談課で、先方の施設と調整して入所させている。

委員：こども相談課との連携はどれくらいしたのか。

事務局：入所したのは2件である。

委員：2ページに平成28年度の入所実績は5件と書いてある。残りの3件はどうしたのか。

事務局：2件は、我々のお手伝いでアパートを借りて自立している。1件は、シェルターに避難したが、その後家に戻った。

委員：アパートの方も一度はシェルターに行ったのか。

事務局：その通りである。

委員：鎌倉市に母子生活支援施設がないということ自体が、かなり問題だし、他市との連携により、入所枠をとることが重要だと思う。

委員長：連携の仕組みについての手続きや要綱はあるのか。

事務局：手続きや要綱は定めておらず、個々に声をかけている。シェルター自体は、概ね2週間という制限があり、その後出なければいけないため、一時保護した場合その後どうするかという部分で、母子生活支援施設が必要であれば、こども相談課で施設の空きを探してもらっている。

委員：DV法に基づく一時保護の場合は、神奈川県が保護責任をもっている。神奈川県のDVセンターが指示して、県域で対応している。母子生活支援施設に一時保護枠があるので、そこに直接入る事もある。

一時シェルターが足りない状況があったが、現在は一時保護件数が全国規模で減っている。以前は母子支援施設が3ヵ月待ちということもあったが、今はそういうことはない。ご当人がどういうことを望んでいるかで、あまりに危険なケースは、広域保護といって他県の施設を入所することもある。

委員長：入所以外に、女性相談員が深刻な度合いがあると考えたケースはどれくらいあるのか。

事務局：件数は出ていない。

委員：精神障害など、本人が問題を抱えていることもある。ケースワーカーとの関わりも必要になってくる。

委員：女性相談員のアセスメントで動いているとの説明だったが、こども相談や障害福祉や高齢福祉などさまざまな人が入り込んでくる必要がある。

事務局：障害者福祉と連携して対応した事例もあり、連携は絶えず行っている。

委員：生活困窮と結びついていることも多く、生活福祉課との連携も大事だ。

事務局：生活福祉課の職員と同行してシェルター訪問したりもしている。

委員：ケースワーカーの横のつながりやケースミーティングはあるのか。

幹事：虐待に関しては、コア会議を随時開催している。

幹事：子どもの虐待については、関係課でチーム会議を開催し、情報共有、役割分担をしている。

委員：虐待では、縦割りではなく、ケースワーカー同士がうまく連携を取るような会議が重要。横の連携について、集めるための仕組みはあるのか。

事務局：ケースバイケースで対応している。個々のケースに必要な担当者が集まっている。

委員：女性相談員の対応のスキルが一番大事。1日1名で4名の非常勤職員というのは結構きついと思う。相談員同士のケースについて連絡する機会がない。人数を今後増やす予定はあるか。相談員の身分についても聞きたい。

事務局：女性相談員は、非常勤嘱託職員で、増やす予定を今のところ考えていない。以前は、5名であったが1名減らし、相談室に来る回数を増やした。

委員：各課のバックからのサポートがあるかないかで、相談に来た方へのサポートの仕方が違う。増やす予定がないのだったら、なおさらのこと各課の職員のサポートをするようお願いしたい。

委員長：課長がすべて把握しているのか。

事務局：報告書が上がり、把握している。

委員長：相談員は、なんらかの公的な資格を持っているのか。

事務局：社会福祉士が1名いる。あとは民間の家族心理士、産業カウンセラーなどの資格がある。

委員長：1日いくらか。

事務局：日額1万円である。

委員：文化人権推進課は、基本的な支援の部分で存在している。他の課との連携を積極的にやって欲しい。

委員：生活保護との関連で言えば、なんで生活保護になるかの所をやっていないといけない。他の課の事業件数等も捉えていないといけない。

事務局：女性相談は、年々100件くらい増えて来ているので充実しなければいけない。

あと横串の部分だが、連携は進めてきている。市全体で進める部分についてさらに検討していきたいと思う。

委員：女性の人権について、参画の割合が減っていることが、気になる。鎌倉市だけでなく、日本の国全体の問題でもある。積極的に高めるような働きかけをしているが、具体的には実績があがっていないことがある。

事務局：周知啓発には取り組んでいるが、上がっていない。

委員長：そもそも審議会の女性登用率が低いことが女性の人権の問題なのか。違和感がある。

委員長：他になにかあるか。

委員：ことばの教室というのがある。認知度と利用公平性はどうなのか。送り迎えは保護者が必要だ。できない家庭もある。その存在を知らない家庭がある。だれでも利用できるのが一番。これは市主導なのか。

幹事：ことばの教室は、教育委員会が所管している。

委員：大きな意味で連携してやって欲しい。

委員：障害児保育がどれくらい進んでいるのか。小さいうちから障害者と生活することが大事。どれくらい障害児の割合がいるのか、障害程度などの実態も知りたい。

事務局：本日、保育課幹事が欠席しているので、後日確認をしてお答えする。

委員：保育園の外国人の入所後のフォローはどういう状況なのか。小学校も含めてなにか事例はあるか。

幹事：学校現場では、例えば、タガログ語の話せる人に、しばらくの期間サポーターとして教室に付き添ってもらうことはある。

委員長：在留資格のあるなしでの対応も含め、きめ細やかな事を、この報告書に考慮しておかないといけない。通訳だけ提供すればいいというものでもない。

委員：学童保育のことだが、市から民間に移った経緯は。

幹事：支援員の資格が必要になってきた。また、利用者も増加し、支援員の採用が追いつかなくなってきた。一部、指定管理で民間に任せる形になってきた。

委員：質の下がらないような形でやっていく必要がある。学童保育施設が足りないということはあるのか。

幹事：市内16小学校に設置している。学区によって様々だが、不足している事実もある。

委員：障害児のための放課後デイサービスはこれから増やすことはあるのか。

幹事：放課後デイサービスはかなり増えてきている。需要と供給はバランスが取れて

いる。

委員：結構、質が悪い。おもちゃを真ん中にひっくり返して遊べとやっている。老人専門の人たちがやっている。子ども専門ではなかった。何年か前に見たときは、これでいいのかなと思った。もう少しプロがみた方がいい。見に行った方がいい。質をしっかりと見ていくことが必要。

委員：事業評価のＡＢＣＤは誰がやっているのか。

事務局：各課でやっている。

委員：２０ページ建築住宅課の事業概要が「特になし」で、ＣからＡに上がっているのはなぜ。

委員：委員配布の資料が違っている。これ以上話ができない。

事務局：１６ページ以降、一部手を加える前のものが配布されてしまった。

委員：事業の概要が「特になし」はないでしょうということ。しかも、ＣからＡに上がっている。

委員長：これでは議論できない。正しい資料を送っていただいて、気になるところを指摘していただいて進めたい。

事務局：今後正しい資料を送付して確認をいただいた後に、再度委員会を開催し、改めてご意見をいただいて、進めてまいりたい。